

(イ) 土地の段別は大蔵省主税局年報所載の中等地売買価額を乗じて算出したり。

反 別 町	一 反 當 価 額	價 額
宅 地	三〇七、五一〇、一一八円	六八〇・一
林	十五、三〇二、二五〇	一三四・五
野	二四二、一〇〇	三一八・三
其 の 他	二四二、一〇〇	一一五
皇 族 所 有	三六六、〇四五	一三七、〇五五・二
木 皇 族 所 有	一三、七〇五、五二〇	一八、六〇三・四
土 石 煉 造	一八六〇、三四〇	一〇
瓦 造	一、八六〇、三四〇	二、五九七、六三五
總 額	一一八、六三五	一一七、三七三、四三六、二二八

(ロ) 建物の価額は一般建物の価額を参照算出したり。

坪 數	一 坪 の 價 額	價 額
六〇	一四、四四〇、三四四円	一六、五八八
四八	二、八八〇	八、〇二七
一六四	四、三七九、二三二	八八、三八一
八三	六六六、二四一	七四
六六六、二四一	六、五四〇、一九四	二、八五一、七九七
二、八五二、七九七	二、八五二、七九七	二、八五二、七九七
一	一	一
總 額	一一八、六三五	一一八、六三五

(ハ) 家具及家財は前項建物価額の五割と仮定したり。

(ニ) 家畜は八項の算出方法に準じ其の価額を算出したり。

(ホ) 其の他の価額は林産物、金銀其の他計上漏のものを(イ)乃至(ニ)の価額の五分と仮定して算出したり。

二三 其の他の価額 三十億八千二百七萬円

一乃至二十二の各項以外に尙多少計上すべきものあるべきと依り之を同全額の一割と仮定し前記の金額を算出したり。

二四 対外債権債務(債務超過額) 十八億五千九百七十萬二千七百一円

債 權	價 額
國 家 債 權	一二六、〇六四、〇〇〇円
支那債金未済	四六、三〇四、〇〇〇円
民 間 債 權	七九、七六〇、〇〇〇円
外 債 應 募	一〇、〇〇〇、〇〇〇円
對 支 借 款	五六、一四一、〇〇〇円
其 他 海 外 放 資	一三、六一九、〇〇〇円
債 務	一、九八五、七六六、七〇二円
國 家 債 務	一、七七六、三五一、四七七円
地 方 債 務	一、五二四、六〇七、五四二円
流 出 內 國 債	一七七、一四七、一八五円
總 額	七四、五九六、七五〇円

民間債務	二〇九、四一五、二二五円
外國募集社債	一六六、八八四、四〇〇円
外人の内地放資	二六、四四八、八二五円
貿易入超	一六、〇八二、〇〇〇円

差引

債務超過	一、八五九、七〇二、七〇二円
国家債務超過	一、七三〇、〇四七、四七七円
民間債務超過	一二九、六五五、二二五円

備

考 貿易關係に依る債權債務は通常三ヶ月を経て決せらるべきものなるが故に仮りに大正二年  
十、十一及十二月の三ヶ月間の輸入超過額を以て債務と看做したり。

附

録

日本の國富各年比較

種別	明治三十八年	明治四十三年	大正二年	大正六年	大正八年
額品	木品	木品	木品	木品	木品
地品	品	品	品	品	品
山品	品	品	品	品	品
灣品	品	品	品	品	品
車品	品	品	品	品	品
道品	品	品	品	品	品
禽品	品	品	品	品	品
械品	品	品	品	品	品
財品	品	品	品	品	品
物品	品	品	品	品	品
人品	品	品	品	品	品
大正八年	八九八五	七四五四	六四〇五	五〇八四	四四八三
大正六年	八五四大	七四九五	六〇八八	五〇八八	四三八三
大正二年	八九八五	七四五四	六四〇五	五〇八四	四四八三
大正八年	一九八五	一四五八	一四五八	一四五八	一四五八
大正六年	一九八五	一四五八	一四五八	一四五八	一四五八
大正二年	一九八五	一四五八	一四五八	一四五八	一四五八
明治三十八年	五八五八	四九四九	三九三九	三九三九	三九三九
明治四十三年	一九八五	一四五八	一四五八	一四五八	一四五八
大正二年	一九八五	一四五八	一四五八	一四五八	一四五八
大正六年	一九八五	一四五八	一四五八	一四五八	一四五八
大正八年	一九八五	一四五八	一四五八	一四五八	一四五八

最近各國富比較

備考

大正二年同八年は國勢院調査  
其の他の各年は日本銀行調査

△は債権超過

國名	總額	土地	家畜	鐵道	建築物	商品	雜	一人當り
英吉利	一、五六六九五 万円	一、七四二 万円	八大、一大五 万円	九至三五 万円	二四三五八五 万円	七八八四 万円	五三三九九九 万円	二九五五円
佛蘭西	九四九五三七 万円	三至八四一 万円	五〇四九三 万円	大四九六八 万円	二七一五六七 万円	五八八四四 万円	三七一〇一〇三 万円	一四九九円
獨逸	七八九〇九八 万円	一九三七八六 万円	五〇〇九五 万円	五四二六六 万円	一七一九四九 万円	六八四 万円	五三三九九九 万円	一七三九九円

各國國富比較  
(千八百九十五年)

種別	明治三十八年	明治四十三年	大正二年	大正六年	大正八年
輸入品	三一〇四八 万円	大四七三九 万円	一九三五〇四 万円	一九三五〇九一 万円	四四六四五〇 万円
各省所管財產	二三一六二一 一	三〇〇四一 一	一九六六八 七四四六七五 万円	一五四六四五 七二七二八 万円	三三五九九一 七七九三八一 万円
金銀貨幣及地金	一	一	三〇六三〇七 一八五九七〇 万円	四八六六〇〇 一〇五九〇〇 万円	一五五六四五 七二七二八 万円
皇室財務超額	五一四円	五一四円	二三一六二一 一	三〇〇四一 一	九九七六七 万円
人 口 一 二 付					

喜新埃獨丁佛	其南印澤
望西地	蘭の
峯蘭利逸抹西他阿度洲	
一 九 〇 七	一 九 〇 三
一 九 〇 五	一 九 〇 八
不	不
シユタイマンブツヘ	"
トイ、エー、コーラ	"
詳 ン ル	詳 ン ル
全	ロバートギツフエン
不公私	一、〇七三、八四二
全私	二、九八、六六〇
全	五八五、七三二
不私	一、一七一、四六三
全	九、三八七、七七九
產有有體有體	一五、六一九、五一八 三九〇、四八八
一五、六一九、五一八 九一八、五一八 三三三、一五三 八六、〇四五	万円

北米合衆国の高齋計方法及其の評価 第三

田富の推計価額

新編

報告の範囲　赤外の国勢調査法に依り国勢調査局は「国富、國債及租稅」と題する報告を毎十年に刊行せり。

入歳出等に関する精細なる統計を掲載せり。

境内に於て持ち得べき金財産の統計を作製すべきことを要せり、同書に載録する計数の大部分は見積

たるを以て其の正確の度は一に推計方法の適否に在ること勿論なり、而して右の推計方法の概要は後段

述ぶる所あり。

茲に掲げたる財産の大部 分は本国に現存する九千七百萬人の所有財産にして海外に在る日本領事館の財産は少く、州、地方庁、慈善的、宗教的、教育的場屋に係るものは一小部分に過ぎず。

研究の領域 本書の諸表は北米合衆国に関するものにしてアラブ大在ホーリー及び荷利在ホーリーの外に在り是等の地方の分を推計せざりしは財産、国债及租税に関する報告中國富を推計するに必要

なる材料を欠くを以てなり。  
場成せる推計の期日 本書に示したる統計は主として千九百十二年の事実にして之に千九百四年千九

財産の分類法 本研究を著すに当り国勢調査局にての既往の分類法  
不動産及動産の定義は歳入の評価及蒐集に関する法律中殆んど凡ての州の律令にあり尙九百十一年  
十月十五日附を以て国勢調査局発行の州内地方庁の歳入組織と題する書中に掲載あり、之れには各州の  
歳入に関する法律の綱領あれども實際は各州にて其の意味を異にせり。

此の研究の為國勢調査局は不動産及同加工として土地及附屬物固定の同加工を含ましめ鐵道、市街鐵道、電信及電話に使用する土地私有の電燈電力設備及灌漑等を除き其の他のものは、凡て之を動産とせり。各州租税法の見地より凡ての不動産及動産は其の財産が一般税又は従価税に依ると否とに依り有税と免税との二に区別せり才一表には不動産に就て有税と免税とに分ち各評価額を示したり、有税不動産は殆んど凡て個人、会社、團體に属するも凡ての免税不動産は國家、州、地方庁、慈善的、教育的場屋に属す。

免税不動産は左の如く二に區別せり。

一、营造物其の他の建物、國家、州、地方官等の公共的事業、公共的墓地、  
二、法律に依り免税せられたる宗教的、慈善的、教育的場屋の凡ての不動産

国内に於ける以上の免稅財産の大部分を占むるものは政府にして宗教的、慈善的、教育的場屋に属するものは比較的少部分なり。

或る研究家は本書に載する如き免稅財産は國富中に加ふることを妥當とせざる者あり、其の理由とする所は國有公有の建物、公共事業、公有地及宗教的、慈善的、教育的建物に關する財産は一般事業の会計より支払はれ此の財産及是等の公衆的事業は直に有税動産は實際価額に反響するものなり、私有財産の価額を一般に高からしむる原因は過去五十年間に非常に増加せり又免稅財産は必ずしも公有のみならず其の価額は可なり多額なるを以て之を推計して有税に加へて國富と為せり。道路の改修敷石、溝渠等は交換価値なく其の所に在りて始めて価値あるものなれば是等のものは國富中より除くことゝせり。

#### 不動産及同加工

有租及免租不動産並同加工、オ五表は各州別に凡ての不動産及同加工並動産及其の他の財産の評価額を示したる綜合表なりオ六表には右財産の評価額を有租と免租とに分ちて示したり、而して最終の免租の欄には免租不動産及同加工の価額を示したるに過ぎず。

有租財産の評価額は各州に於ける不動産及同加工の財産目録に適當の修正を加へたるものなり。オ六表の有租の欄は有租不動産及同加工の外にオ二表の二欄乃至九欄を加へたるものにして多少免租のものを混入するも其の区分不可能なるを以て已むを得ず、同表免租の欄は有租不動産の約八分の一としたり、此の割合は各州に於ける平均なり、例へば千九百年ニヨンビヤよりの報告に依れば有租と免租との比は一〇〇に対し一三四なりしが千九百四年には一〇〇に対し一二三なりしなり、依て免租のものも今後は有租のものも同一の増加を為すものとし一〇〇に対する一二五の比例を探れり。

#### 動産及其の他の財産

分類 オ五表は千九百十二年の事実にして各州別に表示せり。

動産中に包含するものは次の七項目なり。

一 家畜 二 農業用器具機械 三 工業用器具機械 四 金銀貨及金銀地金

五 開業及未開業鐵道 六 市街鐵道、船舶、船水工事 七 其の他

前掲六及七に如何なるものを包含するやは後段説明する所あり、各州別に表示するに足るべき精細なる材料なきを以てオ一表に全國として千九百年及千九百四年の計数を列挙せり。

オ一表 千九百十二年千九百四年、千九百年の動産及其の他の財産推計額（単位百萬円）（原書には円位迄掲ぐるも略写の都合にて略す）

	一九一二年	一九〇四年	一九〇〇年
市街鐵道船舶等	一〇、二六五 <small>百萬円</small>	四、八四〇 <small>百萬円</small>	三、四九五 <small>百萬円</small>
市 街 鐵 道	四、五九六	二、二一九	一、五七六
電 話	一一三	一一七	一一一
電	一一、〇八一	五八五	四〇〇
鐵道所有の諸車	一一三	一一三	九八
船舶及運河工事	一、四九一	八四六	五三七
私有給水工事	三六〇	二七五	二六七
私有電燈電力設備	二九〇	五六二	四〇二
其 の 他	三四、三三四	一八、四六二	一五、一七四

農産品	一九一一年	一九〇四年	一九〇〇年
工産品	五、二四〇 <small>百萬円</small>	一、八九九 <small>百萬円</small>	一、四五五 <small>百萬円</small>
輸入品	一四、六九三	七、四〇九	六、〇八七
鉱産品	八二六	四九五	四〇八
衣服身の廻り品	八一五	四二四	三二六
家具等	四、二九五	二、五〇〇	二、〇〇〇
工具等	八、四六三	五、七五〇	四、八八〇

## 動産及其の他の財産の分類

家畜 農業用家畜の評価は千九百十三年一月一日現在に於ける推計にして千九百十二年度農務省年報所載のものに依れり。

家畜家禽及蜜蜂等の価額は千九百九年国勢調査報告を基とし之に千八百九十九年乃至千九百九年的增加歩合を乗じて算出せり。

農業用器具機械 千八百九十九年乃至千九百九年の増加歩合を千九百九年の数に乗じて千九百十二年の価額を算出せり。

工業用器具機械 千九百八年及千九百四年の価額は工業調査の報告に依て之を知り得べし、又千九百九年の事実も之を調査せしが千九百十年の国勢調査に於ては資本中に包含せしめて価額の細別を表示せざるを以て別の事実より推計せざるべからず。

千八百九十九年及千九百四年の報告を見るに工業用器具機械の価額勝負の割合は資本金増加の割合と略同様なり、諸機械価格を包含したる千九百十二年の資本総額は千九百四年乃至千九百九年の増加歩合より推計することを得べきを以て工業用諸機械の価額は給資本金増加の割合と同様に見て算出せり。

金銀貨及金銀地金 千九百八年及千九百四年に於けるが如く造幣局年報より其の価額を収録せり。

右はアラスカ、布哇、ボートリコ及比律賓等をも包含するを以て北米大陸所有の分は是等属領地に於

ける銀行所有高を控除せざるべからず、而して米大陸に在る金額の州別は各州銀行所有の貨幣及金銀証書の額面に掲れり、此の外大蕭条所有の自由貨幣及金銀地金、国民所有のものは凡て人口に比例して各州別とせり。

開業及未開業鉄道 千九百四年に於ては国勢調査報告書才二十一巻「北米合衆国に於ける鉄道の商業上の価値」より収録せり、然るに其の後は之と同様の刊行物なきを以て千九百十二年の価額見積にはインダーステート、コンマーク、コンミッショニの刊行せる北米合衆国に於ける金鉄道の価値より収録せり。

市街鐵道、船舶等、才五表八欄には各州別市街鐵道、電信、電話、鐵道所有のものを除きたる諸車、灌漑工事、給水工事、電燈、電力工事、運河、船舶（海軍所有的船舶を含む）燈臺等を一欄としたる評価額を表示せり、聯邦所有のものも前回の調査と比較せんが為に之を包含せしめたり。

市街鐵道の評価額は国勢調査局の報告才百二十四巻中市街鐵道の部に表示せる建設費を探れり、電信の評価額は国勢調査局報告才百二十三巻に表示する建設費を探れり、而して右の内には地上の電信は勿論太洋の海底電信、無線電信等をも包含せり、千九百十二年の無線電信の価額は百二十萬五千七百七十九年報に依り千九百六年以後千九百十二年の造船高を加へ、千九百七年乃至千九百十二年に失はれたる船舶を減じて算出せり、而して右には海軍省燈臺等の所有船を包含す。

船舶、運河、商船の評価額は国勢調査局報告才九十一巻海運に依れり、右には千九百六年の船舶価額を推計表示するを以て之を基とし千九百四年及千九百九年の産業調査より得たる毎年の造船高及管船局年報に依り千九百六年以後千九百十二年の造船高を加へ、千九百七年乃至千九百十二年に失はれたる船舶を減じて算出せり、而して右には海軍省燈臺等の所有船を包含す。

商業上又は鉄道交通上使用する運河は諸種の材料に依り評価せり、州及公共運河は州の報告に依れり、有運河は北米合衆國陸軍技師の報告に依れり。

千九百四年及千九百二十年に比し千九百十二年の価額大なるは主として紐育のペーデ運河建設費の加はり

しが為にして千九百十二年十月一日迄に五千八十六萬四千三百六十九弗を投じたり。

**灌漑工事** 東南各州に運河多きが如き西部諸州には給水工事多し、此の事業も千八百九十九年の六千六百六萬二千二百七十五弗より千九百十二年には三億六千八十六萬五千二百七十弗に増加せり、右は主として土地の勝貴に依るものなり、千九百四年及千九百年には此の種の財産の評価を欠けり。

**私有給水工事** 千九百四年の私有給水工事の評価額は労働局報告に係る千九百年の財産の評価を為せり、而して千九百十二年の価額は千九百四年の価額に千九百四年当時の増加歩合に依り若干増加を見積れり。

#### 電燈電力

私有電燈電力配給設備の評価は國勢調査局報告百二十四巻所載の建設費を採れり。

#### 私有瓦斯 之は才五表工業用器具機械の価額に包含す。

**農產品、工產品、鉱產品等** 才五表其の他の欄には一農產品 二工產品 三輸入品 四鉱產品 五衣服身の廻り品 六家具車類似品等を包含す是等の評価額は千九百十二年の事實に就き次の如く推計せり、農產品の主なるものは千九百十二年度農務省年報より之を知り得べく其の他のものは千九百九年國勢調査の報告書の数を本とし之に千九百九年乃至千九百十二年の増加を見込みて算出せり。

千九百十二年十二月三十一日に於ける國內の農夫及商人所有の農產品は其の年の収穫の九割と見積れり、千九百四年に於ては六月一日現在なりしを以て前年の収穫及消費状態を異にし從て殘留品の割合も相連せざるを得ず、今回の調査に於て殘留品を九割とせしは少しく過多の嫌あるも一方農夫よりの申告を其の儘採用せしことも考慮の内に入るゝを要す。

**工產品** 千九百十二年の工產品価額は千九百九年の評価額に千九百四年乃至千九百九年的増加歩合を乗じて算出せり日用品の輸出額は日用品製造額を以て之に充てたり。

食料品は全製造高の十二分の一、其の他のものは二分の一を商人に於て所有するものとし、工場所有

の原料は千九百十二年全製造高の六分の一に當るものと仮定せり。

**輸入品 倉庫又は商人に輸入したる物品の価額はアラスカ、布哇、ボートリヲを除き千九百十二年北米合衆国へ輸入したる全額の二分の一と仮定せり国有倉庫に在るものは其の所在地のものとし其の他の財産の高に応じて各州に分配せり。**

**鉱產品** 千九百十二年鉱產品の価額は地質局年報に依れり、銑鐵其の他の鉄は製造工場に包含せしめたるを以て全部之を控除せり、或る時期に於て商人の手に在る石炭の量は一年間の生産高に等しきを以て千九百十二年に採掘したる石炭は全部年末に残留するものとし其の他の鉱產品は全額の十分の一を残留するものと仮定し十分の九は製造業者の手に在るものと見たり。

衣服身の廻り品 之を衣服用具、頭油、香水等の消耗品と宝石類時計等多少永久的価値あるものと二分せり、而して前者の価額は千九百十二年に製造及輸入したる合計より紛失及破損として二分の一を減じたり。

**家具車類似品** の価額の推計は製造業者の報告及輸出入の報告に依れり、之も亦二種に分ら消耗品に属するもの例へば臺所道具玩具文房具カバン等は千九百十二年の產額に依れり、才二のものは比較的原価を失はざるもの例へば金屬製木製家具、自働車、音樂器、車、裁縫機等を包含せしめたり。

家庭、事務所、公共建物等永久的裝飾品等の価額の推計は千九百四年乃至千九百十二年の產額に依り之れに千九百四年に殘留せし分の二割を加へたり斯くて得たる額に同期間の輸入を加へ輸出を減じ尙紛失せしものとして、多少の額を見込を以て減じたり。

在庫品は製造高及千九百十二年輸入高の五割と見積れり但し輸入表価額又は國內製造額の申告は幾分低廉なるが如きを以て多少増額の必要あれども一方運送に要する費用と相殺するものと見て其の儘とせり。

田畠推計に用ひたる基礎  
才六表は千八百五十年乃至千九百十二年の北米合衆国の田畠總推計額を示す此の推計は二つの異なる基礎及若干の異なる方法を以て行へり千八百五十年、千八百六十年及千八百七十年の推計は有租不動産及私有、社有、公有動産に限りたり從て公有地其の他の免租不動産、公有、国有、慈善用、宗教用、教育用建物内の家具は包含せざるも千八百九十年、千九百年千九百四年及千九百十二年の推計には全部を包含す其の外多少範囲、方法等を異にし直に比較し得ざるを以て参考の為左に毎調査の事実を掲ぐ。

表二  
一千九百十二年一千九百四年及一千九百年的國富折算額

類	一千九百十二年	一千九百四年	一千九百五年	一千九百六年
有租不動產及同加工 免租不動產及同加工 農業用器具機械	一八七四三九〇七一〇九〇 九八三九二三一三五九六 一三三一三七五一九四〇一	一〇三一〇五一八三一〇 四五三三五八三九三三四 一三三一三七五一九四〇一	一八五一七三〇六九七九五 四六三三五八三九三三四 一三三一三七五一九四〇一	一八五一七三〇六九七九五 四六三三五八三九三三四 一三三一三七五一九四〇一
工業用器具機械	一三六三八三八八九八五 一三六三八三八八九八五 一三六三八三八八九八五	一三六三八三八八九八五 一三六三八三八八九八五 一三六三八三八八九八五	一三六三八三八八九八五 一三六三八三八八九八五 一三六三八三八八九八五	一三六三八三八八九八五 一三六三八三八八九八五 一三六三八三八八九八五
金銀貨幣及地 道	一九一四八三三七四〇一 一九一四八三三七四〇一	一九一四八三三七四〇一 一九一四八三三七四〇一	一九一四八三三七四〇一 一九一四八三三七四〇一	一九一四八三三七四〇一 一九一四八三三七四〇一

二三

有租不動產及同加工

大英圖書館藏



大正十年十二月二十一日印刷

大正十年十二月二十四日発行

# 國勢院第一部

東京市京橋区鈴木町二番地

印刷者 石丸鶴吉

印刷所 東亜印刷株式会社